商品概要説明書
稚内しんきん年金アップ定期１００

２０２５年３月２８日現在

商品名　(愛称)	・稚内しんきん年金アップ定期 100　　(愛称：年金アップ 100)
販売対象	・公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)を当金庫の口座で新たにお受取りになられる方、または、すでにお受取りいただいている方。
取扱店舗	・当金庫本支店とし、お一人さま１店舗のみのお取扱いとします。
期　間	・定型方式　１年のみ(証書式に限定、自動継続扱いの場合は元金継続に限定)
預　入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入限度	 ・一括預入 ・100 円以上 100 万円以下(1 円単位) ・お一人さま 100 万円以内
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利　息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	 ・固定金利 ・預入時のスーパー定期 1 年物の店頭表示金利に、０．５%を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・満期日に一括して支払います。 ・付利単位を１円とし、１年を 365 日とする日割計算
税　金	・利息には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります。 ただし、マル優の場合は除きます。 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。
付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約される場合、その利息は預入日から解約日前日までの日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率により計算し、この預金とともに払い戻しいたします。 A．預入期間が６ヵ月未満の場合　　解約日の普通預金利率 B．預入期間が６ヵ月以上１年未満の場合　約定利率×５０%
店頭表示金利情報の入手方法	・店頭表示金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または統括監査部(9時～17時、電話: 0162-22-0625)にお申し出ください。 紛争解決措置　札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記統括監査部、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫統括監査部にお問合わせ下さい。
その他参考となる事項	・自動継続扱いで、満期日に、当金庫の口座で公的年金のお受取り(直近)が確認出来ない場合は、継続を停止させていただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。

稚内信用金庫